

令和7年9月6日

横浜市中区住吉町4-45-1

関内トーセイビルⅡ 7階

弁護士法人仁平総合法律事務所

株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社

代理人

弁護士 [redacted] 様

弁護士 [redacted] 様

弁護士 [redacted] 様

**「土壌汚染等の公開質問状の『ご回答』に対する再質問及び要請書」
に係る「ご回答」に対する再質問（その5）**

（仮称）ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

洋光台三丁目町内会長

[redacted]

冠省

さて、『土壌汚染等の公開質問状の「ご回答」に対する再質問及び要請書に係る「ご回答」に対する再質問書（その4）の「ご回答（令和7年9月3日付け）」』を受領した。回答内容が、従前と同じ言葉を繰り返すばかりで、無意義である。法律の専門家である貴代理人弁護士らに、代理人としての職務（説明責任）を果たすように、下記の意見及び再質問を行うので、真摯に回答されたい（回答期限9/20まで）。

なお、「……回答は差し控える。」、「……必要がないと考える。」、「……思料する。」等、根拠なき回答及び感想は、回答と評価できるものではなく、厳に慎まれない。

不一

記

1 9/3 付け「ご回答」1 についての再質問

近隣住民は、貴殿等から送付されてきた、土壌汚染に係る資料に対して素朴な質問を重ねたものである。それに対する貴殿等の回答は、

- ① 初回の回答は、「回答は差し控えさせていただきます。」
- ② 2回目の回答は、「回答の必要性が無いものと考えますので、同じく回答を差し控えさせていただきます。」
- ③ 3回目の質問は、貴代理人弁護士らは、貴殿等を通じて送付してきた、専門的、かつ、技術的な資料(5通)に関し、その内容を理解しているのかと、質問を重ねたが、その回答は「回答の必要性はないので、回答は差し控えさせていただきます。」
- ④ 4回目の質問において、貴代理人弁護士らは、貴代理人弁護士三名連名で送付してきた資料に関し、その内容を的確に理解したうえで送付してきているのか否か？ YES/NO で回答されたいと。問い質したところ、その回答は、「当方としましては、回答の必要性が無いものと思料しますので、ご回答を差し控えさせていただきます。」であった。

即ち、貴殿等は、4回連続して「回答を差し控えさせていただきます。」の答弁である。近隣住民は、貴代理人弁護士らからの受任通知において、書面以外の連絡方法をすべて禁止され、質問などは書面にてされたいとの言葉に忠実に従い、送付された資料に関し、素朴な質問を重ねたものであるが、その回答がすべて、「回答を差し控えさせていただきます。」では、代理人としての役割を果たしておらず、余りにも住民を愚弄した対応と評価されるものである。

この度の回答において、貴代理人弁護士らは、YES/NO の回答すらできないことから改めて、送付してくる資料の内容を、何も理解せずに、メッセージボーイとして、送付していることが明かになった。内容を理解していない弁護士らに、近隣住民が幾ら噛み砕いた質問をしても、所詮、回答できない(理解していない)のであるから、その回答は「回答を差し控える。」としか記載出来ない事は、無理からぬものと理解する。

そこで、貴代理人弁護士らにお聞きする。貴代理人弁護士らが、送付した資料に対する近隣住民の質問に対し、回答できない、即ち、理解していない状態で、「貴殿等は、送付した資料をもって、説明を果たしている。」と度々、回答書に記載するが、その言葉の裏付けとなる根拠を具体的に教示されたい。

また、近隣住民は、資料送付だけでは、記載内容が理解できないのだから、説明をして欲しいと、再三に渡り、要請しているものである。即ち、送付した資料のみで、説明を果たしているか否かの判断権者は、貴代理人弁護士らでなく、近隣住民であるが、その点につき、人権擁護の弁護士として、どの様に考えているのか、教示されたい。

同様な回答を繰り返す場合は、今後行う予定の送付資料に対する更なる具体的な質問は、すべて建築主 FJ ネクストに直接行うこととする。貴代理人弁護士らを介しても、時間の無駄である。そうさせたのは、貴代理人弁護士らからの心無い回答にある。

2 9/3 付け「ご回答」2 についての再質問

(前回の質問)

近隣住民は、貴代理人弁護士らに、「計量法において、計量証明を行う場合の基本的な前提条件があるが、その点につき、教示されたい。」と問い質したものである。

その回答は、又しても、「回答の必要性が無いものと考えますので、回答を差し控えさせていただきます。」との何時もの常套句である。即ち、何時もの常套句を繰り返すことが指し示すところは、貴代理人弁護士らが計量法の確たる見識もなく、かつ、計量法について熟読・理解せずに、回答していることが明かになったと言わざるを得ない。

その所業は、貴代理人弁護士らが近隣住民に送付してきた「受任通知」(令和7年1月31日付け)に記載する「質問などは書面にすれば回答する。」とした内容を自ら放棄していることに他ならない。それは、代理人弁護士としての職務を果たしていないこととなる。住民は、代理人として貴殿らが送付してきた資料であるから、近隣住民からその内容について質問を受けたら、貴殿等は誠実に回答する義務があると思料する。

貴代理人弁護士らが、的確に回答できるのであれば、説明会開催の必要性は無くなるが、回答できないとなれば、説明会の開催が急務であることを指摘する。依頼主の FJ ネットに対し、説明会開催に向けての助言を行うか否か？YES/NO で回答されたい。

(今回の回答及び再質問)

今回の貴殿等の回答は、「当方といたしましては、回答の必要性が無いものと思料いたしますので、ご回答を差し控えさせていただきます。」であった。近隣住民にとって、計量証明等が添付されていない、測定結果など、まったく信用に値しないものであり、今回の様に、近隣住民と土地の所有者が利害関係にある場合は、積極的に測定機関である第3者の計量証明などを添付すれば、それだけでことが足りるものである。

計量証明などを添付しなかった理由に対し、貴代理人弁護士らが、「その成立の真正において、何の問題もないものと考えております。」との法律用語を引用して、住民を煙に巻いても意味はない。この場面で、「成立の真正」を解くのであれば、測定業者の記名捺印を添付させれば、「成立の真正」を無理なく証明できる簡単な事案である。

再度お聞きするが、土壌汚染に係る第一次調査結果及び第2次調査結果における測定機関の計量証明を添付するか否か、教示されたい。

3 9/3 付け「ご回答」3 についての意見

(前回の質問)

近隣住民は、『素人である住民でさえ、貴殿らの主張(回答)が失当である根拠を具体的に示し、理路整然と質問を重ねている。況や、弁護士であれば、「失当ではないと考える。」との論拠を示し、回答すべきである。貴代理人弁護士らからの論拠のない、結論だけの記載や感想だけの回答を繰り返した部分は、すべてを見直し、正々堂々と回

答されたい。』と貴代理人弁護士らに問い質したが、「既にご回答申し上げました通りです。」とのにべもない回答である。

「既に回答したとおり」との記載であるが、今までの回答の中に、論拠を示し、失当ではないと考えるとの結論を導いた記載箇所は、何処にも見当たらない。そのように回答するのであれば、貴代理人弁護士らが、論拠を示し、失当ではないと回答した部分につき、回答書の回答年月日及び回答番号をもって、すべて教示されたい。

仮に、その回答を拒むのであれば、今回の貴殿等の回答は無意義であり、虚偽記載の恐れがあると思料するので、注意の上、慎重かつ懇切丁寧に回答されたい。貴代理人弁護士らの真摯な回答を期待する。

（今回の回答と意見）

貴代理人弁護士らは、今回も引き続き「回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答を差し控えさせていただきます。」と同じ回答を繰り返した。即ち、近隣住民の質問事項である「失当でないとする具体的論拠を示した回答箇所がないこと」を、自ら認めた事と評価される。論拠のない回答は、近隣住民を愚弄していること、そして、代理人弁護士らの誠実さも疑われる記載であることを指摘する。

今からでも、遅くないので、失当でないとのフレーズのみが踊っている回答箇所の具体的論拠を明らかにされたい。それが、貴殿等の信頼回復の最善の方策となる。

4 9/3 付け「ご回答」4 についての再質問

（前回の質問）

近隣住民は、前回の質問において、『「現地踏査に関しては、今まで回答した通りであり、それ以上の見解はございません。」と記載するが、そうすると、令和3年10月実施のトーエイ環境の技術管理者が実施したとされる、現地踏査は、高い塀及び門に囲まれた外周部を、ただ単に歩いたことを認めたことになる。』と問い質したところ、「現地踏査は、門が開いており、中を確認できたとの事で外周からの調査で充分であると判断したとの報告を受けています。」と貴代理人弁護士らは、回答内容の修正を行ったものである。

先ずは、今回の修正回答の「門が開いており」との記載は、明らかな虚偽記載であることを指摘する。何故ならば、旧地主宅の門扉は、神社仏閣を想起させる木造・瓦葺の高さ5メートルほどの立派な門であり、その門扉は観音開きであった。近隣住民らは、この門のことを開かずの扉と呼んでいたものであり、取り分け、旧地主の父親が逝去された以降は、一人暮らしの旧地主は、防犯の意味からも、門扉を開けることは決してなかった。仮に、開いているとすれば、事前にトーエイ環境から通知があったことが想定されるが、この当時、トーエイ環境の社員と旧地主は面識が無いことを確認していることから、あり得ない記載となる。なお、家人及び来客の出入りは、正面向かって右側の勝手口を専ら利用していたことを付言する。

そうすると、トーエイ環境の技術管理者は、虚偽若しくは明らかな記憶違いの回答を貴代理人弁護士らに行った事になるので、再度確認の上、回答されたい。

再度の回答内容に従い、貴代理人弁護士らの現地踏査に関する再度の判断を教示されたい。

（今回の回答と再質問）

今回の回答は、「トーエイ環境に再確認しましたが、ご回答申し上げましたとおりです。」と明らかな虚偽記載の上塗りをしている。しかも、トーエイ環境の誰に再確認したとの記載もなく、果たして再確認したか否かも定かではない回答である。

再掲するが、旧地主の門扉は、神社仏閣を想起させる大きな門扉であり、板張りの、かつ、観音開きの扉であった。旧地主の尊父が逝去された後に、この扉が開いたことは、近隣住民は見たことが無い。来客は、門右側の通用口から出入りしており、インターフォンを鳴らし、旧地主が通用口の扉の施錠を開錠し敷地内に案内していた。

旧地主は、一人暮らしの為、そして広大な敷地の為、防犯上の観点から、まったく門扉を開けることはしなかった。大きな荷物や、庭師等が邸内に入る際は、敷地西側の別の扉から出入りしていたものであり、表門は開かずの扉であった事実を再掲する。

従って、ここの回答は、記憶違いを通り越して、状況を良く知らない、代理人弁護士らが創作して回答したのでは？と疑う余地がある記載と言える。

また、トーエイ環境の技術管理者の証言と異なる記載を敢えてしているなら、弁護士に求められる「真実義務」に反する行為となる事を指摘して置く。

再度、トーエイ環境の誰に、何時、どのような手法で、再確認したかを含め、教示されたい。同時に、その結果に基づく、貴殿等の現地踏査の適否の判断を教示されたい。

5 9/3 付け「ご回答」5 についての再質問）

（前回の質問）

近隣住民は、貴代理人弁護士らに、「近隣住民に送付してくる数々の専門的、技術的資料につき、その内容を的確に理解したうえで送付しているのか否か回答されたい。」と問い質したものである。

貴殿等の回答は、「回答の必要性がないものと思料いたしますので、回答を差し控えさせていただきます。」との常套句を繰り返すものである。近隣住民が、貴代理人弁護士らに問い質しているのは、送付してくる資料の内容を貴殿らが的確に理解しているのか、YES/NO で回答されたい。

回答が、YES であれば近隣住民の素朴な質問に、貴代理人弁護士らは即座に回答できることになり、NO であれば直接 FJ ネクストに質問せざるを得ない項目になる。今後の質問を行う相手を仕分ける関係から、極めて重要な質問であるので、回答を差し控えることなく、YES/NOで端的に回答されたい。

（今回の回答と再質問）

4回連続で、「近隣住民に送付してくる数々の専門的、技術的資料につき、その内容を的確に理解したうえで送付しているのか否か回答されたい。」と問い質したものである。

その回答が、再び、「回答の必要性がないものと思料いたしますので、回答を差し控えさせていただきます。」である。

貴代理人弁護士らが、回答の必要性がないことを論じなければ、意味のない回答であることから、回答の必要性がないことにつき論拠ある回答を求める。

この回答が出来ない事は、代理人として、不適格であることを自ら認めた事に他ならず、今後の質問は、直接建築主 FJ ネクストに送付することになる。

6 9/3 付け「ご回答」6についての意見

（前回の質問）

近隣住民は、過去に、建築主 FJ ネクストの責任者2名から、数多くの約束を反故にされていることから、「今後も、FJ ネクストは、貴殿等を使って約束を反故にするのか否か回答されたい。」と問い質したものである。

貴代理人弁護士らからの、近隣住民の真剣な質問に対し、その回答は、「回答の必要性が無いものと思料いたしますので、回答を差し控えさせていただきます。」と、又しても、常套句の繰り返しである。

約束事は、信義則に照らし合わせても、お互いが誠心誠意厳守すべきものである。そして、お互いの約束事は、守るからこそ、そこに信頼関係が生ずるものであるが、今後も、依頼人 FJ ネクストは、貴代理人弁護士らを使って約束を反故にすることを継続するのか？YES/NO で回答されたい。

（今回の回答と意見）

再び、貴代理人弁護士らの回答は、「回答の必要性がないものと思料いたしますので、回答を差し控えさせていただきます。」である。

即ち、明確に「もう約束を破ることはしません。」と回答できないところに、近隣住民は貴殿らが約束を破るための緩衝材として利用されていることを、改めて確信した。近隣住民は、それは、弁護士の仕事ではないと考えていることを指摘して置く。また、この約束破りの行動が、この事業計画の完成を、益々、遠ざけている主因であることを付言する。

7 9/3 付け「ご回答」の新たな質問2の回答に対する再質問）

（前々回の質問全文）

近隣住民は、令和7年7月30日に、横浜市建築局宅地審査課長から報告を頂き、宅地審査課と情報相談課が連携し、令和7年6月9日及び同年7月22日に、建築主 FJ ネクストの責任者を横浜市に呼び出し、2度に渡り対面において説明会開催の要請を行っ

た旨の報告を受けている。横浜市の担当者も近隣住民の不安払しょくの観点から、説明会開催の必要性につきご理解を頂いた上で、建築主 FJ ネクストを呼出し、指導したとの報告を受けているが、何故、行政から再三の説明会の開催要請を受けても、頑なに、説明会を開催しないのか？建築主 FJ ネクストの担当者から聴き取り、開催しない理由を具体的に回答されたい。

なお、専門家である横浜市みどり環境局の担当者ですら、貴殿らが郵送してきた土壌汚染関連の資料を見て、「この資料は説明を受け、質問をしないと理解できないものですね。」との所感であった事を、再度付言する。即ち、貴代理人弁護士らが、今回も「郵送した資料で説明を果たしている。」と繰り返し回答することは、到底通用しないことは言うに及ばない。従って、同様の回答は、意味が無いものであり厳に慎まれない。

（前回の回答と再質問）

上記質問に対する貴代理人弁護士らの回答は、従前どおりの「説明会の開催を要請されている各事項については、これまでお送りいたしました資料記載のとおりであり、現時点において、説明会を開催する必要があるものと考えています。」との常套句を繰り返す。貴代理人弁護士らも理解していない資料を（貴殿等の過去の回答から、理解していると回答しないことから、容易に理解していないと推認できるもの）、素人の住民に対し、資料配布だけで理解させることは、至難の業である。

そこで、再度お聞きする。横浜市の担当部署の専門家らですら、郵送された資料だけでは、理解できないとしている資料に対し、貴代理人弁護士らが「これまでお送りいたしました資料記載のとおりであり、現時点において、説明会を開催する必要があるものと考えています。」と回答する根拠を具体的に教示されたい。

（今回の回答と再質問）

再び、「当方としましては、お送りいたしました資料記載のとおりであり、説明会の開催の必要性はないものと思料しております。」と又しても、同じ回答であった。

貴代理人弁護士らすら理解していない資料に関し、同時に、横浜市の専門部署の職員でさえも説明を受けなければ分からないとの所見を表明した資料を、一体どのように住民が理解できるのだろうか？専門的、技術的な資料の説明とは、資料を配布すれば、ことが足りるものでもないことは、誰しもが容易に理解できることである。

事業を行う者が、自ら送付した資料の説明を求められ、それを拒否する理由は何処にも無いものであるが、何故、専門的、技術的資料に関し、送付した資料のみで、説明会を開催しないと結論付けているのか、その根拠を明らかにされたい。

以上

注）本書簡は、個人情報保護をうえて、青空を渡さない会のホームページに掲載する。同様に、貴殿らの回答書も掲載することを念のため申し添える。